

令和 7 年 1 2 月 2 2 日

第 4 回 笠 松 町 議 会 臨 時 会 議 案

目 次

- 第 79 号議案 笠松町議会議員の議員報酬、費用弁償及び期末手当に関する条例の一部を改正する条例について
- 第 80 号議案 笠松町常勤の特別職職員の給与に関する条例の一部を改正する条例について
- 第 81 号議案 笠松町職員の給与に関する条例の一部を改正する条例について
- 第 82 号議案 笠松町会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例について
- 第 83 号議案 令和 7 年度笠松町一般会計補正予算（第 9 号）について
- 第 84 号議案 令和 7 年度笠松町国民健康保険特別会計補正予算（第 3 号）について
- 第 85 号議案 令和 7 年度笠松町介護保険特別会計補正予算（第 4 号）について

第79号議案

笠松町議会議員の議員報酬、費用弁償及び期末手当に関する条例の一部を改正する条例について

笠松町議会議員の議員報酬、費用弁償及び期末手当に関する条例（昭和42年笠松町条例第5号）の一部を改正する条例を次のとおり制定するものとする。

令和7年12月22日 提出

笠松町長 古田 聖人

笠松町議会議員の議員報酬、費用弁償及び期末手当に関する条例の一部を改正する条例

第1条 笠松町議会議員の議員報酬、費用弁償及び期末手当に関する条例（昭和42年笠松町条例第5号）の一部を次のように改正する。

第5条第2項中「合計額に」の次に「、6月に支給する場合には」を、「100分の230」の次に「、12月に支給する場合には100分の235」を加える。

第2条 笠松町議会議員の議員報酬、費用弁償及び期末手当に関する条例の一部を次のように改正する。

第5条第2項中「、6月に支給する場合には100分の230、12月に支給する場合には100分の235」を「100分の232.5」に改める。

附 則

（施行期日等）

- 1 この条例は、公布の日から施行する。ただし、第2条の規定は、令和8年4月1日から施行する。
- 2 第1条の規定による改正後の笠松町議会議員の議員報酬、費用弁償及び期末手当に関する条例（以下「改正後の議員報酬条例」という。）は、令和7年12月1日から適用する。

(期末手当の内払)

- 3 改正後の議員報酬条例の規定を適用する場合には、第1条の規定による改正前の笠松町議会議員の議員報酬、費用弁償及び期末手当に関する条例の規定に基づいて支給された期末手当は、改正後の議員報酬条例の規定による期末手当の内払とみなす。

第 80 号議案

笠松町常勤の特別職職員の給与に関する条例の一部を改正する条例について

笠松町常勤の特別職職員の給与に関する条例（昭和 46 年笠松町条例第 2 号）の一部を改正する条例を次のとおり制定するものとする。

令和 7 年 12 月 22 日 提 出

笠 松 町 長 古 田 聖 人

笠松町常勤の特別職職員の給与に関する条例の一部を改正する条例

第 1 条 笠松町常勤の特別職職員の給与に関する条例（昭和 46 年笠松町条例第 2 号）の一部を次のように改正する。

第 5 条第 2 項中「合計額に」の次に「、6 月に支給する場合には」を、「100 分の 230」の次に「、12 月に支給する場合には 100 分の 235」を加える。

第 2 条 笠松町常勤の特別職職員の給与に関する条例の一部を次のように改正する。

第 5 条第 2 項中「、6 月に支給する場合には 100 分の 230、12 月に支給する場合には 100 分の 235」を「100 分の 232.5」に改める。

附 則

（施行期日等）

- 1 この条例は、公布の日から施行する。ただし、第 2 条の規定は、令和 8 年 4 月 1 日から施行する。
- 2 第 1 条の規定による改正後の笠松町常勤の特別職職員の給与に関する条例（以下「改正後の特別職給与条例」という。）は、令和 7 年 12 月 1 日から適用する。
（期末手当の内払）
- 3 改正後の特別職給与条例の規定を適用する場合には、第 1 条の規定による改正前の笠松町常勤の特別職職員の給与に関する条例の規定に基づいて支給された期末手当は、改正後の特別職給与条例の規定による期末手当の内払とみなす。

第81号議案

笠松町職員の給与に関する条例の一部を改正する条例について

笠松町職員の給与に関する条例（昭和30年笠松町条例第30号）の一部を改正する条例を次のとおり制定するものとする。

令和7年12月22日 提出

笠松町長 古田 聖人

笠松町職員の給与に関する条例の一部を改正する条例

第1条 笠松町職員の給与に関する条例（昭和30年笠松町条例第30号）の一部を次のように改正する。

第11条第2項第2号ウ中「7, 100円」を「7, 300円」に改め、同号エ中「10, 000円」を「10, 400円」に改め、同号オ中「12, 900円」を「13, 500円」に改め、同号カ中「15, 800円」を「16, 600円」に改め、同号キ中「18, 700円」を「19, 700円」に改め、同号ク中「21, 600円」を「22, 800円」に改め、同号ケ中「24, 400円」を「25, 900円」に改め、同号コ中「26, 200円」を「29, 100円」に改め、同号サ中「28, 000円」を「32, 300円」に改め、同号シ中「29, 800円」を「35, 500円」に改め、同号ス中「31, 600円」を「38, 700円」に改める。

第17条第1項中「4, 400円」を「4, 700円」に改める。

第18条第2項中「期末手当基礎額に」の次に「、6月に支給する場合には」を、「100分の125」の次に「、12月に支給する場合には100分の127.5」を、「にあつては」の次に「、6月に支給する場合には」を、「100分の105」の次に「、12月に支給する場合には100分の107.5」を加え、同条第3項中「70」との次に「、100分の127.5」とあるのは「100分の72.5」とを、「60」との次に「、100分の107.5」とあるのは「100分の62.5」とを加える。

第19条第2項第1号中「加算した額に」の次に「、6月に支給する場合には」を、「100分の125」の次に「、12月に支給する場合には100分の107.5（特定管理職員にあっては、100分の127.5）」を加え、同項第2号中「勤勉手当基礎額に」の次に「、6月に支給する場合には」を、「100分の60」の次に「、12月に支給する場合には100分の52.5（特定管理職員にあっては、100分の62.5）」を加える。

別表第1及び別表第2を次のように改める。

別表第1（第3条関係）

行政職給料表

職員の区分	職務の級	1級	2級	3級	4級	5級	6級	7級
	号給	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額
定年前再任用短時間勤務職員以外の職員	1	195,800	242,000	276,300	309,800	332,600	366,800	420,700
	2	196,900	243,300	277,300	311,300	334,400	368,500	422,600
	3	198,100	244,700	278,300	312,700	336,200	370,100	424,500
	4	199,200	246,100	279,300	314,100	337,900	371,700	426,300
	5	200,300	247,500	280,300	315,500	339,600	373,300	428,100
	6	202,000	248,900	281,300	316,600	341,300	375,100	429,900
	7	203,600	250,300	282,200	317,600	343,000	376,600	431,700
	8	205,200	251,700	283,200	318,800	344,600	378,200	433,500
	9	206,700	253,100	284,200	320,000	346,200	379,500	435,100
	10	208,400	254,300	285,200	321,600	347,900	381,100	436,600
	11	210,000	255,600	286,200	323,200	349,600	382,700	438,100
	12	211,600	256,900	287,200	324,800	351,200	384,200	439,600
	13	213,100	258,100	288,200	326,200	352,700	386,100	441,100
	14	214,800	259,300	289,500	327,800	354,300	388,000	442,400
	15	216,500	260,500	290,800	329,400	355,900	389,900	443,700
	16	218,200	261,700	292,000	331,000	357,400	391,700	444,900
	17	219,400	262,800	293,200	332,400	358,800	393,200	446,100
	18	221,000	263,900	294,500	334,100	360,500	395,000	447,400
	19	222,600	265,000	295,700	335,700	362,100	396,700	448,700
	20	224,100	266,100	296,900	337,300	363,700	398,300	449,900
	21	225,600	267,000	297,900	338,700	364,800	400,000	451,100
	22	227,200	268,000	299,100	340,400	366,300	401,400	451,900
	23	228,800	269,000	300,300	342,100	367,800	402,800	452,700
	24	230,400	270,000	301,600	343,700	369,300	404,200	453,500
	25	232,000	271,000	302,900	344,900	371,000	405,600	454,100
	26	233,700	271,900	303,900	346,800	372,800	406,800	454,700

27	235,000	272,700	304,900	348,500	374,400	408,000	455,300
28	236,300	273,600	305,900	350,100	376,100	409,000	455,900
29	237,600	274,400	307,000	351,600	377,500	410,100	456,600
30	238,700	275,200	308,200	353,200	378,800	411,300	457,400
31	239,800	276,000	309,300	354,800	380,000	412,400	457,800
32	240,900	276,700	310,500	356,400	381,400	413,500	458,500
33	242,000	277,400	311,600	358,100	382,500	414,200	459,000
34	242,900	278,200	312,900	359,900	383,400	414,900	459,400
35	243,800	279,000	314,200	361,700	384,400	415,500	459,800
36	244,800	279,600	315,500	363,500	385,400	416,200	460,200
37	245,800	280,300	316,700	365,000	386,200	416,800	460,600
38	246,700	281,100	318,000	366,400	387,100	417,400	460,900
39	247,600	281,800	319,300	367,800	388,000	417,900	461,200
40	248,400	282,500	320,600	369,200	388,800	418,300	461,500
41	249,200	283,200	321,900	370,700	389,600	418,700	461,800
42	249,900	283,900	323,100	371,500	390,400	418,900	462,100
43	250,500	284,600	324,400	372,400	391,200	419,200	462,400
44	251,100	285,300	325,500	373,400	391,900	419,500	462,700
45	251,800	286,000	326,400	374,300	392,600	419,800	463,000
46	252,400	286,600	327,700	375,400	393,300	420,100	
47	253,000	287,300	329,000	376,300	394,000	420,400	
48	253,600	287,900	330,300	377,300	394,700	420,700	
49	254,100	288,600	331,400	378,200	395,200	420,900	
50	254,700	289,200	332,700	378,900	395,800	421,200	
51	255,300	289,900	333,900	379,600	396,400	421,400	
52	255,800	290,600	335,100	380,200	397,100	421,700	
53	256,200	291,100	336,400	380,600	397,500	421,900	
54	256,600	291,700	337,400	381,200	398,100	422,200	
55	256,900	292,300	338,500	381,800	398,700	422,500	
56	257,200	293,000	339,600	382,500	399,200	422,800	
57	257,500	293,600	340,300	382,800	399,600	423,000	
58	257,800	294,200	341,200	383,500	400,200	423,300	

59	258,100	294,800	341,900	384,200	400,800	423,600
60	258,400	295,500	342,700	384,800	401,300	423,800
61	258,700	296,100	343,500	385,100	401,700	424,000
62	259,000	296,700	343,900	385,600	402,200	424,300
63	259,300	297,200	344,400	386,200	402,700	424,600
64	259,600	297,700	345,100	386,800	403,300	424,800
65	259,900	298,200	345,900	387,100	403,600	425,000
66	260,200	298,800	346,600	387,700	404,000	425,300
67	260,500	299,300	347,300	388,400	404,300	425,600
68	260,800	299,900	347,900	389,000	404,700	425,800
69	261,100	300,300	348,400	389,400	405,000	426,000
70	261,400	300,800	349,000	389,900	405,300	426,300
71	261,700	301,300	349,500	390,500	405,600	426,600
72	262,000	301,900	350,100	391,000	405,800	426,800
73	262,300	302,400	350,400	391,500	406,000	427,000
74	262,600	302,800	350,900	392,100	406,300	
75	262,900	303,100	351,200	392,500	406,600	
76	263,200	303,400	351,600	392,800	406,800	
77	263,500	303,600	352,000	393,200	407,000	
78	263,800	303,900	352,500	393,700	407,300	
79	264,100	304,100	353,000	394,100	407,600	
80	264,400	304,400	353,500	394,500	407,800	
81	264,700	304,600	353,800	394,900	408,000	
82	265,000	304,800	354,200	395,400	408,300	
83	265,300	305,100	354,600	395,800	408,600	
84	265,600	305,300	355,000	396,200	408,800	
85	265,900	305,600	355,300	396,500	409,000	
86	266,200	305,800	355,700			
87	266,500	306,100	356,100			
88	266,800	306,400	356,500			
89	267,100	306,700	356,700			
90	267,400	307,000	357,100			

91	267,700	307,300	357,500			
92	268,000	307,600	357,900			
93	268,300	307,800	358,100			
94		308,000	358,400			
95		308,300	358,800			
96		308,700	359,100			
97		308,900	359,400			
98		309,200	359,800			
99		309,500	360,200			
100		309,900	360,600			
101		310,100	361,100			
102		310,400	361,500			
103		310,700	361,900			
104		311,000	362,300			
105		311,200	362,800			
106		311,500	363,200			
107		311,800	363,500			
108		312,100	363,800			
109		312,300	364,200			
110		312,600				
111		313,000				
112		313,300				
113		313,500				
114		313,700				
115		314,000				
116		314,400				
117		314,600				
118		314,800				
119		315,100				
120		315,400				
121		315,700				
122		315,900				

	123		316,200					
	124		316,500					
	125		316,800					
定年前再 任用短時 間勤務職 員		基準給料 月額	基準給料 月額	基準給料 月額	基準給料 月額	基準給料 月額	基準給料 月額	基準給料 月額
		200,300	227,800	269,500	290,100	305,700	331,900	374,800

備考 この表は他の給料表の適用を受けない全ての職員に適用する。ただし、第19条の4第1項に規定する職員を除く。

別表第2（第3条関係）

医療職給料表

職員の区分	職務の級	1級	2級	3級	4級	5級
	号給	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額
定年前再任 用短時間勤 務職員以外 の職員	1	221,700	254,700	293,900	307,300	330,800
	2	223,600	256,800	294,400	307,800	331,800
	3	225,400	259,000	294,900	308,300	332,800
	4	227,100	261,200	295,400	308,800	333,700
	5	228,800	263,400	295,800	309,300	334,700
	6	230,700	264,400	296,300	309,800	335,900
	7	232,500	265,200	296,800	310,400	337,100
	8	234,200	266,100	297,200	310,800	338,300
	9	235,900	266,900	297,600	311,300	339,200
	10	237,800	268,000	298,100	311,800	340,400
	11	239,700	269,100	298,600	312,400	341,500
	12	241,600	270,000	299,100	312,900	342,600
	13	243,400	270,800	299,500	313,300	343,600
	14	245,400	271,500	300,000	313,900	344,700
	15	247,400	272,200	300,400	314,600	345,800
	16	249,400	273,000	300,900	315,200	346,900
	17	251,400	274,100	301,400	315,800	348,000

18	253,400	275,000	301,800	316,700	349,100
19	255,500	275,900	302,300	317,500	350,200
20	257,500	276,800	302,700	318,400	351,300
21	259,400	277,800	303,200	319,200	352,400
22	260,600	278,800	303,600	320,100	353,600
23	261,700	279,700	304,100	321,000	354,700
24	262,800	280,700	304,500	321,800	355,800
25	263,900	281,500	305,000	322,600	356,800
26	264,700	282,400	305,600	323,400	358,100
27	265,600	283,300	306,300	324,300	359,400
28	266,400	284,200	307,000	325,200	360,700
29	267,200	285,200	307,700	325,900	361,900
30	267,900	285,900	308,400	327,000	363,400
31	268,600	286,600	309,100	328,100	364,900
32	269,300	287,300	309,900	329,100	366,400
33	270,100	287,900	310,600	330,200	367,600
34	270,700	288,500	311,400	331,200	369,100
35	271,300	289,000	312,100	332,300	370,500
36	271,800	289,400	312,800	333,400	371,900
37	272,400	289,800	313,500	334,500	373,300
38	273,100	290,400	314,300	335,600	374,300
39	273,800	290,900	315,100	336,700	375,700
40	274,500	291,300	315,900	337,800	377,000
41	275,200	291,700	316,500	338,600	378,300
42	275,800	292,200	317,400	339,700	379,700
43	276,500	292,600	318,400	340,800	381,000
44	277,100	293,100	319,300	341,800	382,300
45	277,900	293,600	320,100	342,700	383,800
46	278,600	294,000	321,100	343,600	385,000
47	279,300	294,500	322,100	344,600	386,100
48	279,900	294,900	323,000	345,600	387,300
49	280,400	295,400	323,900	346,800	388,400

50	280,900	295,800	324,800	348,100	389,300
51	281,300	296,300	325,800	349,300	390,300
52	281,700	296,800	326,800	350,500	391,200
53	282,000	297,200	327,600	351,400	391,800
54	282,500	297,600	328,500	352,600	392,600
55	282,900	298,100	329,500	353,700	393,400
56	283,300	298,500	330,400	355,000	394,200
57	283,700	299,000	331,300	356,000	394,900
58	284,100	299,700	332,200	356,900	395,600
59	284,400	300,400	333,200	358,000	396,300
60	284,700	301,100	334,100	359,200	396,900
61	285,100	301,800	335,000	360,300	397,500
62	285,500	302,700	336,100	361,500	398,100
63	285,900	303,600	337,300	362,700	398,800
64	286,200	304,300	338,500	363,700	399,400
65	286,500	305,000	339,200	364,700	400,100
66	286,900	305,900	340,300	365,700	400,600
67	287,300	306,700	341,400	366,800	401,200
68	287,600	307,500	342,300	367,900	401,700
69	288,000	308,200	343,400	368,700	402,100
70	288,500	309,100	344,100	369,800	402,700
71	288,900	310,000	345,200	370,900	403,100
72	289,200	310,800	346,300	371,900	403,400
73	289,600	311,700	347,400	372,600	403,700
74	290,100	312,500	348,600	373,400	404,200
75	290,600	313,400	349,700	374,200	404,600
76	291,100	314,300	350,800	374,900	404,900
77	291,600	315,100	351,900	375,500	405,200
78	292,100	316,000	353,000	376,000	405,700
79	292,700	317,000	354,000	376,500	406,200
80	293,100	317,900	355,100	377,000	406,600
81	293,600	318,400	356,000	377,600	406,900

82	294,000	319,200	357,000	378,100	407,300
83	294,500	320,100	357,900	378,600	407,800
84	295,000	320,900	358,900	379,100	408,200
85	295,400	321,700	359,800	379,500	408,600
86	295,800	322,600	360,600	379,900	
87	296,300	323,600	361,400	380,500	
88	296,800	324,600	362,200	381,000	
89	297,200	325,500	362,800	381,300	
90	297,700	326,500	363,400	381,800	
91	298,200	327,500	364,000	382,100	
92	298,700	328,500	364,600	382,400	
93	299,200	329,300	365,000	383,000	
94	299,600	330,000	365,400	383,500	
95	300,100	330,700	365,900	384,000	
96	300,700	331,300	366,300	384,500	
97	301,300	331,800	366,800	385,100	
98	301,800	332,100	367,200	385,600	
99	302,300	332,600	367,700	386,100	
100	302,800	333,200	368,100	386,500	
101	303,200	333,600	368,400	387,100	
102	303,700	334,100	368,900	387,600	
103	304,100	334,700	369,200	388,100	
104	304,500	335,200	369,500	388,600	
105	304,900	335,600	369,900	389,200	
106	305,300	336,100	370,400	389,600	
107	305,700	336,600	370,900	390,100	
108	306,000	337,100	371,400	390,600	
109	306,200	337,500	371,900	391,200	
110	306,500	337,800	372,400		
111	306,700	338,100	372,900		
112	307,000	338,400	373,300		
113	307,300	338,700	373,700		

114	307,500	339,100	374,100
115	307,800	339,400	374,600
116	308,000	339,700	375,100
117	308,300	339,900	375,500
118	308,500	340,200	376,000
119	308,800	340,500	376,500
120	309,100	340,700	377,000
121	309,400	340,900	377,300
122	309,700	341,200	
123	310,000	341,500	
124	310,300	341,800	
125	310,500	342,000	
126	310,700	342,300	
127	311,000	342,600	
128	311,400	342,800	
129	311,600	343,000	
130	311,900	343,200	
131	312,200	343,500	
132	312,600	343,700	
133	312,800	344,000	
134	313,100	344,400	
135	313,400	344,800	
136	313,700	345,200	
137	313,900	345,500	
138	314,200	345,900	
139	314,500	346,300	
140	314,800	346,700	
141	315,000	347,000	
142	315,300	347,400	
143	315,700	347,700	
144	316,000	348,100	
145	316,200	348,400	

	146	316,400	348,800			
	147	316,700	349,200			
	148	317,000	349,600			
	149	317,200	349,900			
	150	317,400	350,300			
	151	317,700	350,700			
	152	318,000	351,100			
	153	318,400	351,400			
	154	318,600				
	155	318,800				
	156	319,100				
	157	319,400				
	158	319,700				
	159	320,000				
	160	320,300				
	161	320,700				
	162	321,000				
	163	321,300				
	164	321,600				
	165	322,000				
	166	322,300				
	167	322,600				
	168	322,900				
	169	323,300				
定年前再任 用短時間勤 務職員		基準給料 月額	基準給料 月額	基準給料 月額	基準給料 月額	基準給料 月額
		248,800	269,700	277,300	288,100	305,100

備考 この表は保健師・看護師等の資格を有し、現にこの職務に従事している職員に適用する。

第2条 笠松町職員の給与に関する条例の一部を次のように改正する。

第11条第2項第1号中「次項」を「第4項」に改め、同項第2号ス中「以上」の次に「65キロメートル未満」を加え、同号に次のように加える。

セ 使用距離が片道65キロメートル以上70キロメートル未満である職員
42, 200円

ソ 使用距離が片道70キロメートル以上75キロメートル未満である職員
45, 700円

タ 使用距離が片道75キロメートル以上80キロメートル未満である職員
49, 200円

チ 使用距離が片道80キロメートル以上85キロメートル未満である職員
52, 700円

ツ 使用距離が片道85キロメートル以上90キロメートル未満である職員
56, 200円

テ 使用距離が片道90キロメートル以上95キロメートル未満である職員
59, 600円

ト 使用距離が片道95キロメートル以上100キロメートル未満である職員
63, 000円

ナ 使用距離が片道100キロメートル以上 66, 400円

第11条第7項を同条第8項とし、同条第6項中「自動車等」の次に「及び駐車場等」を加え、同項を同条第7項とし、同条第5項を同条第6項とし、同条第4項中「最初の月」の次に「(当該月に通勤手当を支給することが困難な場合として町の規則で定める場合にあっては、その翌月)」を加え、同項を同条第5項とし、同条第3項中「及び前項第2号に定める額」を「、第2項第2号に定める額及び前項第1号に定める額」に改め、同項を同条第4項とし、同条第2項の次に次の1項を加える。

3 第1項第2号及び第3号に掲げる職員で、自動車等の駐車のための施設（その所在地及び利用形態が町の規則で定める要件を満たすものに限る。第1号及び第7項において「駐車場等」という。）を利用し、その料金を負担することを常例とするもの（町の規則で定める職員を除く。）の通勤手当の額は、前項の規定にかかわらず、次の各号に掲げる通勤手当の区分に応じ、当該各号に定める額とする。

(1) 駐車場等に係る通勤手当 支給単位期間につき、5,000円を超え

ない範囲内で1箇月当たり駐車場等の料金に相当する額として町の規則で定める額

(2) 前号に掲げる通勤手当以外の通勤手当 前項の規定による額

第18条第2項中「6月に支給する場合には100分の125、12月に支給する場合には100分の127.5」を「100分の126.25」に、「6月に支給する場合には100分の105、12月に支給する場合には100分の107.5」を「100分の106.25」に改め、同条第3項を次のように改める。

3 定年前再任用短時間勤務職員に対する前項の規定の適用については、同項中「100分の126.25」とあるのは「100分の71.25」と、「100分の106.25」とあるのは「100分の61.25」とする。

第19条第2項第1号中「6月に支給する場合には100分の105」を「100分の106.25」に、「100分の125、12月に支給する場合には100分の107.5（特定管理職員にあつては、100分の127.5）」を「100分の126.25」に改め、同項第2号中「6月に支給する場合には100分の50」を「100分の51.25」に、「100分の60、12月に支給する場合には100分の52.5（特定管理職員にあつては、100分の62.5）」を「100分の61.25」に改める。

附 則

(施行期日等)

- 1 この条例は、公布の日から施行する。ただし、第2条の規定は、令和8年4月1日から施行する。
- 2 第1条の規定による改正後の笠松町職員の給与に関する条例（以下「改正後の給与条例」という。）の規定は、令和7年4月1日から適用する。

(給与等の内払)

- 3 改正後の給与条例の規定を適用する場合には、第1条の規定による改正前の笠松町職員の給与に関する条例の規定に基づいて支給された給与等は、改正後の給与条例の規定による給与等の内払とみなす。

第 8 2 号議案

笠松町会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例の一部を改正する
条例について

笠松町会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例（令和元年笠松町条例
第 9 号）の一部を改正する条例を次のとおり制定するものとする。

令和 7 年 1 2 月 2 2 日 提 出

笠 松 町 長 古 田 聖 人

笠松町会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例の一部を改正する
条例

第 1 条 笠松町会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例（令和元年笠松
町条例第 9 号）の一部を次のように改正する。

別表第 1 を次のように改める。

別表第1（第3条関係）

給料表

職務の級	1 級	2 級
号給	給料月額	給料月額
1	198,200	240,400
2	199,900	241,200
3	201,600	242,000
4	203,300	242,700
5	205,000	243,400
6	206,700	244,100
7	208,300	244,900
8	209,900	245,600
9	211,500	246,400
10	213,000	247,100
11	214,500	247,800
12	215,900	248,400
13	217,300	249,100
14	218,800	249,500
15	220,300	250,000
16	221,800	250,400
17	223,200	250,900
18	224,600	251,300
19	226,000	251,800
20	227,400	252,200
21	228,800	252,500
22	229,800	252,800
23	230,900	253,100
24	232,000	253,400
25	233,000	253,900
26	233,800	254,400

27	234,700	254,800
28	235,500	255,300
29	236,400	255,800
30	237,200	256,300
31	238,000	256,700
32	238,800	257,100
33	239,600	257,400
34	240,100	257,900
35	240,600	258,400
36	241,100	258,800
37	241,700	259,200
38	242,200	259,700
39	242,700	260,100
40	243,200	260,500
41	243,700	260,900
42	244,000	261,300
43	244,300	261,800
44	244,700	262,100
45	245,100	262,400
46	245,500	262,800
47	245,900	263,200
48	246,300	263,500
49	246,600	263,900
50	246,900	264,300
51	247,200	264,600
52	247,500	264,900
53	247,700	265,300
54	248,000	265,600
55	248,300	265,900
56	248,600	266,300
57	248,800	266,600
58	249,100	266,900

59	249,400	267,200
60	249,600	267,500
61	249,800	267,800
62	250,100	268,100
63	250,400	268,400
64	250,600	268,700
65	250,800	268,900
66	251,100	269,200
67	251,400	269,500
68	251,600	269,700
69	251,800	269,900
70	252,100	270,200
71	252,400	270,500
72	252,600	270,700
73	252,800	270,900
74	253,100	271,200
75	253,400	271,500
76	253,600	271,700
77	253,800	271,900
78	254,100	272,200
79	254,400	272,500
80	254,600	272,700
81	254,800	272,900
82	255,100	273,200
83	255,300	273,500
84	255,600	273,700
85	255,800	273,900
86	256,000	274,100
87	256,300	274,400
88	256,600	274,700
89	256,800	274,900
90	257,100	275,100

91	257,400	275,400
92	257,600	275,600
93	257,800	275,900
94	258,100	276,200
95	258,400	276,500
96	258,600	276,700
97	258,800	276,900
98	259,100	277,200
99	259,400	277,400
100	259,600	277,700
101	259,800	277,900
102	260,100	278,100
103	260,400	278,400
104	260,600	278,700
105	260,800	278,900
106		279,100
107		279,400
108		279,600
109		279,900
110		280,200
111		280,500
112		280,700
113		280,900
114		281,200
115		281,400
116		281,600
117		281,900
118		282,200
119		282,500
120		282,700
121		282,900
122		283,100

123		283,400
124		283,700
125		283,900
126		284,100
127		284,400
128		284,700
129		284,900
130		285,100
131		285,400
132		285,700
133		285,900
134		286,100
135		286,400
136		286,700
137		286,900

別表第3を次のように改める。

別表第3（第24条関係）

通勤に係る費用弁償額

一週間の勤務日数	5日	4日	3日	2日	1日
一の年度の勤務日数		169日～216日	121日～168日	73日～120日	48日～72日
片道2km未満	—	—	—	—	—
片道2km以上 5km未満	2,000円	1,600円	1,200円	800円	400円
片道5km以上 10km未満	4,200円	3,360円	2,520円	1,680円	840円
片道10km以上 15km未満	7,300円	5,840円	4,380円	2,920円	1,460円
片道15km以上 20km未満	10,400円	8,320円	6,240円	4,160円	2,080円
片道20km以上 25km未満	13,500円	10,800円	8,100円	5,400円	2,700円
片道25km以上 30km未満	16,600円	13,280円	9,960円	6,640円	3,320円
片道30km以上 35km未満	19,700円	15,760円	11,820円	7,880円	3,940円
片道35km以上 40km未満	22,800円	18,240円	13,680円	9,120円	4,560円
片道40km以上 45km未満	25,900円	20,720円	15,540円	10,360円	5,180円
片道45km以上 50km未満	29,100円	23,280円	17,460円	11,640円	5,820円
片道50km以上 55km未満	32,300円	25,840円	19,380円	12,920円	6,460円
片道55km以上 60km未満	35,500円	28,400円	21,300円	14,200円	7,100円
片道60km以上	38,700円	30,960円	23,220円	15,480円	7,740円

第2条 笠松町会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例の一部を次のように改正する。

条例第24条第3項中「第7項までの規定」を「第8項までの規定（駐車場等に係る通勤手当を除く。）」に改める。

別表第3を次のように改める。

別表第3（第24条関係）

通勤に係る費用弁償額

一週間の勤務日数	5日	4日	3日	2日	1日
一の年度の勤務日数		169日～216日	121日～168日	73日～120日	48日～72日
片道2km未満	—	—	—	—	—
片道2km以上 5km未満	2,000円	1,600円	1,200円	800円	400円
片道5km以上 10km未満	4,200円	3,360円	2,520円	1,680円	840円
片道10km以上 15km未満	7,300円	5,840円	4,380円	2,920円	1,460円
片道15km以上 20km未満	10,400円	8,320円	6,240円	4,160円	2,080円
片道20km以上 25km未満	13,500円	10,800円	8,100円	5,400円	2,700円
片道25km以上 30km未満	16,600円	13,280円	9,960円	6,640円	3,320円
片道30km以上 35km未満	19,700円	15,760円	11,820円	7,880円	3,940円
片道35km以上 40km未満	22,800円	18,240円	13,680円	9,120円	4,560円
片道40km以上 45km未満	25,900円	20,720円	15,540円	10,360円	5,180円
片道45km以上 50km未満	29,100円	23,280円	17,460円	11,640円	5,820円
片道50km以上	32,300円	25,840円	19,380円	12,920円	6,460円

5.5 km未満					
片道5.5 km以上 6.0 km未満	35,500 円	28,400 円	21,300 円	14,200 円	7,100 円
片道6.0 km以上 6.5 km未満	38,700 円	30,960 円	23,220 円	15,480 円	7,740 円
片道6.5 km以上 7.0 km未満	42,200 円	33,760 円	25,320 円	16,880 円	8,440 円
片道7.0 km以上 7.5 km未満	45,700 円	36,560 円	27,420 円	18,280 円	9,140 円
片道7.5 km以上 8.0 km未満	49,200 円	39,360 円	29,520 円	19,680 円	9,840 円
片道8.0 km以上 8.5 km未満	52,700 円	42,160 円	31,620 円	21,080 円	10,540 円
片道8.5 km以上 9.0 km未満	56,200 円	44,960 円	33,720 円	22,480 円	11,240 円
片道9.0 km以上 9.5 km未満	59,600 円	47,680 円	35,760 円	23,840 円	11,920 円
片道9.5 km以上 10.0 km未満	63,000 円	50,400 円	37,800 円	25,200 円	12,600 円
10.0 km以上	66,400 円	53,120 円	39,840 円	26,560 円	13,280 円

附 則

(施行期日等)

- 1 この条例は、公布の日から施行する。ただし、第2条の規定は、令和8年4月1日から施行する。
- 2 第1条の規定による改正後の笠松町会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例（以下「改正後の給与条例」という。）は、令和7年4月1日から適用する。

(給与等の内払)

- 3 改正後の給与条例の規定を適用する場合においては、第1条の規定による改正前の笠松町会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例の規定に基づいて

支給された給与等は、改正後の給与条例の規定による給与等の内払とみなす。

(町の規則への委任)

- 4 前項までに定めるもののほか、この条例の施行に関し必要な事項は、町の規則で定める。

令和 7 年度笠松町一般会計補正予算書

第 8 3 号議案

令和 7 年度笠松町一般会計補正予算（第 9 号）

令和 7 年度笠松町の一般会計補正予算（第 9 号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第 1 条 既定の歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ 2 5 2, 9 7 3 千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ 9, 4 8 7, 6 8 3 千円とする。

2 「第 1 表 歳入歳出予算補正」による。

（繰越明許費の補正）

第 2 条 既定の繰越明許費の追加及び変更は、「第 2 表 繰越明許費補正」による。

（地方債の補正）

第 3 条 既定の地方債の変更は、「第 3 表 地方債補正」による。

令和 7 年 1 2 月 2 2 日 提出

笠 松 町 長 古 田 聖 人

第1表 歳入歳出予算補正

(歳入) (単位：千円)

款	項	補正前の額	補正額	計
14 国庫支出金		1,515,894	226,473	1,742,367
	2 国庫補助金	384,309	226,473	610,782
17 寄附金		127,613	1,200	128,813
	1 寄附金	127,613	1,200	128,813
18 繰入金		368,721	23,500	392,221
	2 基金繰入金	345,517	23,500	369,017
21 町債		340,100	1,800	341,900
	1 町債	340,100	1,800	341,900
歳入	合計	9,234,710	252,973	9,487,683

(歳出)

(単位：千円)

款	項	補正前の額	補正額	計
1 議	費	70,386	563	70,949
1 議	会費	70,386	563	70,949
2 総務	費	1,364,588	162,345	1,526,933
1 総務	管理費	655,807	4,042	659,849
2 企画	費	326,658	152,278	478,936
3 徴収	費	245,970	3,440	249,410
4 戸籍住民基本台帳	費	111,655	2,585	114,240
3 民生	費	3,431,298	75,302	3,506,600
1 社会福祉	費	2,273,774	5,529	2,279,303
2 児童福祉	費	1,157,424	69,773	1,227,197
4 衛生	費	1,205,584	8,252	1,213,836
1 保健衛生	費	361,880	8,252	370,132
5 農林水産業	費	46,660	409	47,069
1 農業	費	43,615	409	44,024
6 商工	費	90,308	241	90,549
1 商工	費	90,308	241	90,549
7 土木	費	694,202	△3,927	690,275
1 土木管理	費	77,100	1,603	78,703
4 都市計画	費	303,998	△5,530	298,468

(単位：千円)

款	項	補正前の額	補正額	計
9 教	育 費			
	1 教 育 総 務 費	1, 232, 513	9, 788	1, 242, 301
	2 小 学 校 費	297, 757	2, 785	300, 542
	3 中 学 校 費	308, 973	1, 270	310, 243
	4 社 会 教 育 費	108, 342	1, 776	110, 118
	5 保 健 体 育 費	180, 213	3, 301	183, 514
歳 出	合 計	337, 228	656	337, 884
		9, 234, 710	252, 973	9, 487, 683

第2表 繰越明許費補正

1 追加

(単位:千円)

款	項	事業名	金額
2	2 企画費	物価高騰対応重点支援地方創生臨時交付金活用	149,752

2 変更

(単位:千円)

款	項	事業名	金額	
			補正前	補正後
7	2 道路橋梁費	道路修繕事業	79,856	103,692

歳入歳出補正予算事項別明細書

1 歳入

(款) 14 国庫支出金

(項) 2 国庫補助金

(単位：千円)

目	補正前の額	補正額	計	節		説 明
				区 分	金 額	
1 総務費国庫補助金	274,887	156,700	431,587	2 企画総務費補助金	155,988	物価高騰対応重点支援地方創生臨時交付金
				3 戸籍住民基本台帳費補助金	712	マイナンバーカード交付事務費補助金
2 民生費国庫補助金	46,615	69,773	116,388	2 児童福祉費補助金	69,773	物価高対応子育て応援手当支給事業補助金
計	384,309	226,473	610,782			

(款) 17 寄附金

(項) 1 寄附金

(単位：千円)

目	補正前の額	補正額	計	節		説 明
				区 分	金 額	
5 教育費寄附金		1,200	1,200	1 小中学校費寄附金	1,200	教育環境向上寄附金
計	127,613	1,200	128,813			

(款) 18 繰入金

(項) 2 基金繰入金

(単位：千円)

目	補正前の額	補正額	計	節		説 明
				区 分	金 額	
1 財政調整基金繰入	35,079	23,500	58,579	1 財政調整基金繰入	23,500	財政調整基金繰入
計	345,517	23,500	369,017			

(款) 21 町債
(項) 1 町債

(単位：千円)

目	補正前の額	補正額	計	節		説	明
				区	分		
4 総務債	2,400	1,800	4,200	1	緊急防災・減災事業債	1,800	Jアラート瞬時警報システム更新事業
計	340,100	1,800	341,900				

2 歳出

(款) 1 議会費

(項) 1 議会費

(単位：千円)

目	補正前の額	補正額	計	補正額の財源内訳			節		説明
				国県支出金	特定町債	その他	区分	金額	
1 議会費	54,195	142	54,337			142	3 職員手当等	142	給与改定等による
2 事務局費	16,191	421	16,612			421	2 給料 3 職員手当等 4 共済費	264 134 23	給与改定等による 給与改定等による 給与改定等による
計	70,386	563	70,949			563			

(款) 2 総務費

(項) 1 総務管理費

(単位：千円)

目	補正前の額	補正額	計	補正額の財源内訳			節		説明
				国県支出金	特定町債	その他	区分	金額	
1 一般管理費	272,301	4,042	276,343			4,042	1 報酬 2 給料 3 職員手当等 4 共済費 18 負担金補助 及び交付金 (財源内款補正)	171 2,255 122 108 1,386	会計年度任用職員報酬 給与改定等による 給与改定等による 給与改定等による 市町村職員退職手当組合負担金
6 防災対策費	78,195		78,195		1,800	△1,800			
計	655,807	4,042	659,849		1,800	2,242			

(款) 2 総務費
(項) 2 企画費

(単位：千円)

目	補正前の額	補正額	計	補正額の財源内訳			節		説明
				国県支出金	町債	その他	区分	金額	
1 企画総務費	316,688	152,278	468,966	149,752		2,526	2 給料	1,359	給与改定等による
							3 職員手当等	723	給与改定等による
							4 共済費	444	給与改定等による
							7 報償費	11	報償費
							10 需用費	320	消耗品費 70
							11 役務費	1,000	印刷製本費 250
							12 委託料	231	通信運搬費
							18 負担金補助及び交付金	148,190	人材派遣委託料
計	326,658	152,278	478,936	149,752		2,526			商工会クーパーン事業補助金 100,180 水道基本料金減免事業補助金 48,010

(款) 2 総務費
(項) 3 徴税費

(単位：千円)

目	補正前の額	補正額	計	補正額の財源内訳			節		説明
				国県支出金	町債	その他	区分	金額	
1 税務総務費	200,752	3,440	204,192			3,440	2 給料	1,383	給与改定等による
							3 職員手当等	1,820	給与改定等による
							4 共済費	237	給与改定等による
計	245,970	3,440	249,410			3,440			

(款) 2 総務費
(項) 4 戸籍住民基本台帳費 (単位：千円)

目	補正前の額	補正額	計	補正額の財源内訳			節		説明
				特定財源	町債	その他	区分	金額	
1 戸籍住民基本台帳費	111,655	2,585	114,240	712		1,873	1 報酬	525	会計年度任用職員報酬 給与改定等による 給与改定等による 給与改定等による
							2 給料	883	
							3 職員手当等	769	
							4 共済費	408	
計	111,655	2,585	114,240	712		1,873			

(款) 3 民生費
(項) 1 社会福祉費 (単位：千円)

目	補正前の額	補正額	計	補正額の財源内訳			節		説明
				特定財源	町債	その他	区分	金額	
1 社会福祉総務費	660,391	4,877	665,268			4,877	2 給料	1,584	給与改定等による 給与改定等による 給与改定等による 国民健康保険特別会計繰出金 介護保険特別会計繰出金
							3 職員手当等	749	
							4 共済費	853	
							27 繰出金	1,691	
6 福祉会館費	18,764	338	19,102			338			
7 国民年金総務費	11,086	314	11,400			314	1 報酬	43	会計年度任用職員報酬 給与改定等による 給与改定等による 給与改定等による
							2 給料	120	
							3 職員手当等	114	
							4 共済費	37	
計	2,273,774	5,529	2,279,303			5,529			

(款) 3 民生費
(項) 2 児童福祉費

(単位：千円)

目	補正前の額	補正額	計	補正額の財源内訳			節		説明	
				特定財源	町債	その他	区分	金額		
										国県支出金
3 子育て支援 推進費	96,715	69,773	166,488	69,773			3 職員手当等 10 需用費	180 160	時間外勤務手当 消耗品費	50
							11 役務費	831	通信運搬費 手数料	275 556
計	1,157,424	69,773	1,227,197	69,773			12 委託料 18 負担金補助 及び交付金	842 67,760	情報センター委託料 物価高対応子育て応援手当	

(款) 4 衛生費
(項) 1 保健衛生費

(単位：千円)

目	補正前の額	補正額	計	補正額の財源内訳			節		説明	
				特定財源	町債	その他	区分	金額		
										国県支出金
1 保健衛生総 務費	179,550	8,252	187,802	6,236		2,016	2 給料 3 職員手当等 4 共済費 10 需用費 11 役務費 18 負担金補助 及び交付金	1,191 616 209 5 31 6,200	給与改定等による 給与改定等による 給与改定等による 消耗品費 通信運搬費 医療・介護・障害福祉事業者物価高騰対策 支援金	
計	361,880	8,252	370,132	6,236		2,016				

(款) 5 農林水産業費
(項) 1 農業費

(単位：千円)

目	補正前の額	補正額	計	補正額の財源内訳			節		説明
				国県支出金	町債	その他	区分	金額	
2 農業総務費	17,179	409	17,588			409	2 給料 3 職員手当等 4 共済費	254 96 59	給与改定等による 給与改定等による 給与改定等による
計	43,615	409	44,024			409			

(款) 6 商工費
(項) 1 商工費

(単位：千円)

目	補正前の額	補正額	計	補正額の財源内訳			節		説明
				国県支出金	町債	その他	区分	金額	
1 商工総務費	7,211	241	7,452			241	2 給料 3 職員手当等 4 共済費	122 80 39	給与改定等による 給与改定等による 給与改定等による
計	90,308	241	90,549			241			

(款) 7 土木費
(項) 1 土木管理費

(単位：千円)

目	補正前の額	補正額	計	補正額の財源内訳			節		説明
				国県支出金	町債	その他	区分	金額	
1 土木総務費	77,100	1,603	78,703			1,603	2 給料 3 職員手当等 4 共済費	920 511 172	給与改定等による 給与改定等による 給与改定等による
計	77,100	1,603	78,703			1,603			

(款) 7 土木費
(項) 4 都市計画費

(単位：千円)

目	補正前の額	補正額	計	補正額の財源内訳			節		説明
				特定財源 国県支出金	町債	その他	区分	金額	
1 都市計画総務費	244,634	△5,530	239,104			△5,530	2 給料 3 職員手当等 4 共済費	△2,909 △1,856 △765	給与改定等による 給与改定等による 給与改定等による
計	303,998	△5,530	298,468			△5,530			

(款) 9 教育費
(項) 1 教育総務費

(単位：千円)

目	補正前の額	補正額	計	補正額の財源内訳			節		説明
				特定財源 国県支出金	町債	その他	区分	金額	
1 教育総務費	297,757	2,785	300,542			2,785	2 給料 3 職員手当等 4 共済費 18 負担金補助及び交付金	247 331 71 2,136	給与改定等による 給与改定等による 給与改定等による 羽島郡二町教育委員会負担金 羽島郡二町教育委員会負担金
計	297,757	2,785	300,542			2,785			466 1,670

(款) 9 教育費
(項) 2 小学校費

(単位：千円)

目	補正前の額	補正額	計	補正額の財源内訳			節		説明
				特定財源 国県支出金	町債	その他	区分	金額	
1 学校管理費	289,806	1,270	291,076			1,270	1 報酬 3 職員手当等 4 共済費	745 347 178	会計年度任用職員報酬 給与改定等による 給与改定等による
計	308,973	1,270	310,243			1,270			

(款) 9 教育費
(項) 3 中学校費

(単位：千円)

目	補正前の額	補正額	計	補正額の財源内訳			節		説明	
				国県支出金	特 定 財 債	町 債	一般財源	区分		金額
1 学校管理費	92,157	1,776	93,933			1,200	576	1 報酬 3 職員手当等 4 共済費 14 工事請負費	会計年度任用職員報酬 給与改定等による 給与改定等による 中学校校舎修繕等工事請負費	
計	108,342	1,776	110,118			1,200	576			

(款) 9 教育費
(項) 4 社会教育費

(単位：千円)

目	補正前の額	補正額	計	補正額の財源内訳			節		説明	
				国県支出金	特 定 財 債	町 債	一般財源	区分		金額
1 社会教育総務費	56,751	1,732	58,483				1,732	2 給料 3 職員手当等 4 共済費	給与改定等による 給与改定等による 給与改定等による	
2 交流センター費	98,102	1,145	99,247				1,145	1 報酬 3 職員手当等 4 共済費 8 旅費	会計年度任用職員報酬 給与改定等による 給与改定等による 費用弁償	
4 歴史未来館費	18,797	424	19,221				424	1 報酬 3 職員手当等 4 共済費 8 旅費	会計年度任用職員報酬 給与改定等による 給与改定等による 費用弁償	
計	180,213	3,301	183,514				3,301			

(款) 9 教育費
(項) 5 保健体育費
(単位：千円)

目	補正前の額	補正額	計	補正額の財源内訳			節		説明	
				国県支出金	特定財源	その他	区分	金額		
3 学校給食費	247,869	656	248,525			656	2 給料	376	給与改定等による	
							3 職員手当等	179		給与改定等による
							4 共済費	101		
計	337,228	656	337,884			656				

令和7年度笠松町国民健康保険特別会計補正予算書

第84号議案

令和7年度笠松町国民健康保険特別会計補正予算（第3号）

令和7年度笠松町の国民健康保険特別会計補正予算（第3号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第1条 既定の歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ732千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ2,102,069千円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。

令和7年12月22日 提出

笠松町長 古田 聖人

第1表 歳入歳出予算補正

(歳入)		(単位：千円)	
款	項	補正前の額	補正額
5 繰入金		272,187	732
	1 他会計繰入金	152,187	732
歳入	合計	2,101,337	732
			計
			272,919
			152,919
			2,102,069

(歳出)		(単位：千円)	
款	項	補正前の額	補正額
1 総務費		46,985	732
	1 総務管理費	32,249	732
歳出	合計	2,101,337	732
			計
			47,717
			32,981
			2,102,069

歳入歳出補正予算事項別明細書

1 歳入
(款) 5 繰入金
(項) 1 他会計繰入金 (単位：千円)

目	補正前の額	補正額	計	節		説明
				区分	金額	
1 一般会計繰入金	152,187	732	152,919	4 職員給与費等繰入金	732	職員給与費等繰入金
計	152,187	732	152,919			

2 歳出
(款) 1 総務費
(項) 1 総務管理費 (単位：千円)

目	補正前の額	補正額	計	補正額の財源内訳			節		説明
				特定財源		一般財源	区分	金額	
				国県支出金	町債				
1 一般管理費	31,688	732	32,420			732	2 給料	372	給与改定等による
							3 職員手当等	209	給与改定等による
							4 共済費	102	給与改定等による
							18 負担金補助及び交付金	49	市町村職員退職手当組合負担金
計	32,249	732	32,981			732			

令和7年度笠松町介護保険特別会計補正予算書

第85号議案

令和7年度笠松町介護保険特別会計補正予算（第4号）

令和7年度笠松町の介護保険特別会計補正予算（第4号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第1条 既定の歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ959千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ2,585,013千円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。

令和7年12月22日 提出

笠松町長 古田 聖人

第1表 歳入歳出予算補正

(歳入)		(単位：千円)			
款	項	補正前の額	補正額	計	
8 繰入金		455,341	959	456,300	
	1 他会計繰入金	370,501	959	371,460	
歳入	合計	2,584,054	959	2,585,013	

(歳出)		(単位：千円)			
款	項	補正前の額	補正額	計	
1 総務費		46,819	959	47,778	
	1 総務管理費	22,053	840	22,893	
	3 介護認定費	20,736	119	20,855	
歳出	合計	2,584,054	959	2,585,013	

歳入歳出補正予算事項別明細書

1 歳入

(款) 8 繰入金

(項) 1 他会計繰入金

(単位：千円)

目	補正前の額	補正額	計	節		説	明
				区分	金額		
1 一般会計繰入金	370,501	959	371,460	4 その他一般会計繰入金	959	職員給与費等繰入金	
計	370,501	959	371,460				

2 歳出

(款) 1 総務費

(項) 1 総務管理費

(単位：千円)

目	補正前の額	補正額	計	補正額の財源			内訳		節		説明
				国県支出金	町債	その他	一般財源	840	区分	金額	
1 一般管理費	22,053	840	22,893				840		2 給料	246	給与改定等による
									3 職員手当等	480	給与改定等による
									4 共済費	66	給与改定等による
									18 負担金補助 及び交付金	48	市町村職員退職手当組合負担金
計	22,053	840	22,893				840				

(款) 1 総務費

(項) 3 介護認定費

(単位：千円)

目	補正前の額	補正額	計	補正額の財源			内訳		節		説明
				国県支出金	町債	その他	一般財源	119	区分	金額	
2 認定調査費	12,944	119	13,063				119		1 報酬	65	給与改定等による
									3 職員手当等	24	給与改定等による
									4 共済費	28	給与改定等による
									8 旅費	2	費用弁償
計	20,736	119	20,855				119				